

令和 7 年 3 月 26 日

第 3 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 3 号

令和 7 年 第 3 回 定例会

日時：令和 7 年 3 月 26 日（水）午後 2 時

場所：区議会第二委員会室

「出席」	教 育 長	丹 羽 恵玲奈
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	小 川 賀 代
	委 員	福 田 雅
	委 員	中 野 円 佳

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	吉 田 雄 大
	教 育 総 務 課 長	熱 田 直 道
	学 務 課 長	中 川 景 司
	教育推進部副参事	宮 原 直 務
	教 育 指 導 課 長	山 岸 健
	教育施策推進担当課長	藤 咲 秀 修
	児 童 青 少 年 課 長	鈴 木 大 助
	教育センター所長	木 口 正 和
	真砂中央図書館長	猪 岡 君 彦
	子ども施策推進担当課長	富 沢 勇 治

「書 記」	庶 務 係 長	大 川 育 子
	庶 務 係 主 事	星 考 貴

令和 7 年

第 3 回教育委員会定例会

令和 7 年 3 月 26 日（水）午後 2 時
場 所 第二委員会室
議事録署名人 小川賀代委員

第 1 議事録の承認

議事録第 1 号 （令和 7 年第 1 回定例会）

議事録第 2 号 （令和 7 年第 2 回定例会）

第 2 議案の審議

第 2 7 号議案 「子どもを伸ばす親になれる講座」の後援名義の使用について

第 2 8 号議案 文京区指定文化財の指定について

第 2 9 号議案 文京区文化財調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則

第 3 0 号議案 文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

第 3 1 号議案 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

第 3 2 号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 3 3 号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

第 3 報告事項

(1) (仮称) こどもの権利に関する条例（素案）等について (資料第 1 号)

(2) 令和 7 年 2 月定例議会の審議概要について (資料第 2 号)

(3) 令和 6 年度文京区区政功労表彰受賞者について (資料第 3 号)

(4) 奨学資金に対する寄付の受領について (口 頭)

(5) 学校選択制度の実施に伴う令和 7 年度進路意向確認票の回答状況について (資料第 4 号)

(6) 文京区立小・中学校給食費及び魚沼移動教室における食事料金の改定に
ついて (資料第 5 号)

第 4 その他の事項

「開 会」

(14 : 01)

○丹羽教育長 それでは、第3回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、全員ご出席いただいております。理事者は、宇津木教育推進部副参事が欠席しております。

なお、今回は報告事項の(1)の説明のために富沢子ども施策推進担当課長にご出席いただいております。子ども施策推進担当課長につきましては、報告事項の質疑が終わり次第、退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題に入る前に、事務局からご報告がございます。

○教育推進部長 本日ご出席いただいております中野円佳委員におかれましては、3月5日に開催された区議会本会議において全会一致で教育委員任命の同意を得、成澤区長から教育委員に任命されましたことをご報告申し上げます。

任期は令和7年3月10日から令和11年3月9日まででございます。

以上です。

○丹羽教育長 それでは、中野委員、一言、就任のご挨拶をいただけますでしょうか。

○中野委員 中野と申します。よろしくお願いいたします。生まれも育ちもほとんどずっと文京区という割と生粋の文京区民でございます。今、東京大学の多様性包摂共創センターというところで准教授をしております。よろしくお願いいたします。

○丹羽教育長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議席の指定でございます。

文京区教育委員会会議規則第6条に、「委員の議席は、教育長がこれを定め氏名標を付する」と規定されております。

この規定により、現在お座りいただいている席を、委員の議席として定めさせていただきました。よろしくお願いいたします。

本日の議事録署名人でございますが、小川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第1号 (令和7年第1回定例会)

議事録第2号 (令和7年第2回定例会)

○丹羽教育長 それでは、議案日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第1号及び第2号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

○丹羽教育長 次に、議案の審議に入りますが、議案の審議の前に、本日の会議運営についてお諮りいたします。

議案のうち、第31号、第32号及び第33号議案が関連性の高い内容になっております。これらにつきまして、提案説明と質疑は一括で行い、採決は個別に行うこととしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

第27号議案 「子どもを伸ばす親になれる講座」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は7件ございます。

初めに、第27号議案「子どもを伸ばす親になれる講座」の後援名義の使用について」です。

この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第27号議案、「子どもを伸ばす親になれる講座」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、一般社団法人日本パーソナルコミュニケーション協会。

代表者は、吉井伯榮でございます。

事業名は、「子どもを伸ばす親になれる講座」。

実施は、令和7年6月4日(水)、6月10日(火)、6月19日(木)、6月21日(土)、6月29日(日)の合計5日間を予定しております。

実施場所、実施方法は、オンラインでございます。

本事業は、オンラインでの講座を通して、子ども一人ひとりのパーソナリティに合わせたコミュニケーションの取り方を伝え、育児に係る負担を軽減するとともに、子どもの才能を伸ばせるよう、健やかな子育てを促進することを目的としております。

対象は、区内の小学生の子どもがいる保護者。

参加費は、無料です。

このほか、資料といたしまして、事業内容、事業予算書、定款等がございます。

以上の内容を、後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○小川委員 このような、同じ団体の方ですけれども、別のところで開催した経験があるかどうか。

その際、教育委員会という立場がこういったことに後援をしていたかどうかということをお教えください。

○教育総務課長 資料の10ページ、11ページをご覧くださいと思います。11ページが過去に開催したもののチラシでございますが、9ページにこの団体がこれまで後援を取得した自治体の一覧ということで出ておりまして、多くの教育委員会で後援しているという実績がございます。

○丹羽教育長 ほかに、ご質問、ご意見等がありますでしょうか。

○清水委員 「子どもを伸ばす親になれる講座」ということで、大変興味深い講義が行われるんだと思うのですけれども、例えばここで使われるようなパワーポイント、そういうものがもしあれば、教育委員会でも共有できる、あるいは見せていただくことは可能なんではないでしょうか。

○教育総務課長 そのあたりは主催者に確認をしてみないとわからないのですけれども、この中身までは現時点では我々としては見ていないところでございます。

○清水委員 例えば、教育委員会でそういう意見が出たのでそういったものの提供はできるのかどうかということを聞いていただくことはできるのでしょうか。

○教育総務課長 では、主催者に聞いてみたいと思います。

○清水委員 無理にではないですので、可能であればということでよろしくお願いします。

○小川委員 資料の 10 ページです。監修者がこの団体にかかわる方のように見受けられます。こういう書物の営業活動といったことは、チラシの中には入っていますが、営業活動の促進みたいなものにならないかどうかということについて、見解を聞かせていただきたいんですが。

○教育総務課長 確かに今、10 ページのところには入っておりますけれども、今回、文京区内で行うものについてはこういった表記は一切ない形にさせていただきことになっておりまして、この会の中で販売はもちろんですけれども、勧誘とか宣伝は一切行わないという形でお約束をいただいております。

○小川委員 教育委員会という立場が後援するということは、やはり保護者の方からすると、お墨つきをいただいている内容なのではないかと思われるかと思いますので、慎重に開催していただきたいと思いました。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○福田委員 清水委員と全く同じリクエストです。これだけ多くの団体が過去に後援されているというのは一つの信用のあらわれではあると思うんですけれども、内容の妥当性の検証ができない。きっと良きものだと思ってしまうものの、やはりこの内容の妥当性というか、それを検証しないことには、我々としてはいいも悪いも判断ができないと思っておりますので、資料を拝見した上でないと、これを承認することもなかなか難しいかなと思います。

○教育総務課長 そうしましたら、速やかに主催者に問い合わせをしまして、そのあたりも含めて提供を依頼して、その上で先生方にご連絡させていただければと思っております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

今日はこれをお諮りするのはいさよと難しいということですかね。判断できないので、お認めしてよろしいかと聞かれてもということですかね。

○教育総務課長 周知が遅くなってしまうというのはありますけれども、教育委員会としてそういうご判断であれば、それはそのような形でやむを得ないと思っております。

○丹羽教育長 今、清水委員と福田委員からそのようなご意見があったのですけれども、小川委員と中野委員はいかがですか。

○小川委員 私も異議ありません。

○丹羽教育長 今日は諮らないということで。

○小川委員 はい。

○丹羽教育長 中野委員はいかがですか。

○中野委員 私も、発達心理学とか幼児心理学は割といろんな流派がありそうで、今、福田委員がおっしゃっていた、どういうエビデンスに基づいた何が行われるのかなというのは、見てから判断したほうがいいかなと思いました。

○丹羽教育長 わかりました。そうしましたら、教育委員会として、これについてお諮りするのを今回はやめるということで進めたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育推進部長 今回のこの件については教育委員の先生の皆様方のお話によって、そのとおりだと思っていますけれども、後援名義をするに当たって、事前に全てを詳細に検証するということはできない事案も数多くあるし、過去、私も教育総務課長をやっている時代にそういうことでご承認いただいたこともあります。これからは、全てではないにしても、もうちょっと詳細にわかるようなものを添付することによってご承認いただくという形にしていただかないと、事務局としても、当日と同じような内容のものを見ないと判断できないということを基準にされてしまうと難しい面もあると思います。今回添付した書類だと判断しかねるということであるならば、もう少し詳細なものをつけることによって教育委員会の先生方にご判断いただくといった形でお願いしたいと思います。

○丹羽教育長 部長が今申し上げたとおりで、どんなものをやるか全部細かくわかってからでないと承認できないと言っていますと、実際は後援名義を出せないというところもありますので、必要になりそうな資料についてはできる範囲で事務局のほうでつけてもらうようにいたしますけれども、特に今回は発達心理学とかそういったものであるもので、大変例外的なことで今回はお諮りするのを一旦とめるということにさせていただきます。ご理解をよろしくお願いします。事務局のほうも、できる範囲ではやっていきたいと思っておりますけれども、とにかく数が多いので、全てのことにについてお答えできるわけではないということは委員の皆様にもご理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第 27 号議案は終わりにします。

第 28 号議案 文京区指定文化財の指定について

○丹羽教育長 第 28 号議案に移ります。この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 28 号議案、文京区指定文化財の指定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案は、文京区文化財保護条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、心城院版木を文京区指定文化財に指定するものでございます。

心城院版木につきましては、令和 6 年 8 月の教育委員会定例会において文京区文化財保護審議会への諮問を決定し、同年 9 月に諮問を行いました。その後、同審議会において、文化財的価値等について詳細な調査と審議を行い、3 ページにございますとおり、本年 2 月 26 日付で区指定文化財に指定するよう建議を受けたものでございます。

それではまず、心城院版木の概要につきまして、ご説明いたします。1 ページをご覧ください。

指定名称は、「心城院版木 付 御鬘筆筥」。心城院版木の員数は59枚、付の御鬘筆筥は1棹でございます。

指定の種別は、有形文化財の歴史資料。

所有者は宗教法人心城院で、所在地は湯島三丁目32番4号です。

指定理由は、心城院版木は心城院が弁財天信仰及び歓喜天信仰の寺院であることを背景として、それらの信仰に関連するものが多く、同寺での宗教活動をうかがうことができます。中でも御鬘の版木は墨書銘によって文政8年、1825年の開版が判明し、同年に制作された御鬘筆筥とともに同寺における什物の整備、御鬘の頒布といった動向を知ることができます。これらは心城院の歴史を考える上で重要な資料であるとともに、庶民の信仰及び印刷文化の歴史を知る上でも貴重な資料であります。

このように、本版木は貴重な文化財であり、指定文化財とすることは妥当であると考えられます。

今回の指定の告示日は、令和7年6月2日にしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 それでは、この説明につきまして、ご意見、ご質問、ありましたらお願いいたします。

○福田委員 確認です。これはもともとあったものをこのタイミングで文化財の指定ということですね。そもそも単語の3割ぐらいがよくわからなかったのですけれども。

○教育総務課長 用語については大変わかりにくいものがありまして、申し訳ございません。今回指定するものですが、もともこの湯島の心城院にずっと昔からあったもので、それをこのたび文化財に指定するというものでございます。

○丹羽教育長 そのほか、いかがでしょうか。

○清水委員 これは、保険とかはどういう形になるのでしょうか。

○教育総務課長 そこは把握していません。もしかしたら、その所有者のほうで何か保険に入っている可能性はありますけれども、今回のこの指定に当たっては、その部分は特段、確認していません。

○清水委員 文化財指定を文京区がしたことによって、文京区が何か支払わなければいけない保険料とかそういったものはなしと考えてよろしいわけですね。

○教育総務課長 例えば、何か修復するときに区のほうで補助金を出すといったことはございますけれども、保険とか、何かが起きてしまったときに区が賠償するような仕組みにはなっておりません。

○清水委員 わかりました。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中野委員 質問です。こういうのも教育委員会でやるんだなと思って伺っていたのですが、指定された後に子どもたちの教育に活かされるみたいなことはあるのでしょうか。

○教育総務課長 あくまで文化財の指定は、保存するというところが主目的ですので、教育に生かすことは前提とはなっておりませんが、物によってはそういった場面も……。当然、所有者

のご了解が必要になりますが、そういったところも可能性はなくはないですが、基本的にはそういう前提にはなっておりません。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○福田委員 文化財に指定されたとしても所有権はそのままお寺が持ち続けていて、新たに指定されたことによって、所有者に新たな権利なのか義務なのかが発生するとか、今おっしゃられたように、文京区側が指定したことによって新たな義務なり権利なりが発生するのか。その辺がどうなるのか。指定しましたというお墨つきだけのものなのか、お互いどういう権利関係なのか、ちょっとわからなかったのを教えていただけますか。

○教育総務課長 まず、指定されますと、文化財保護条例に基づいて所有者にはこれを保存する義務が生じます。指定されていなければ個人のものですので、捨てても燃やしても自由なのですが、これを文化財に指定したことによって所有者にはこれを保存するという義務が生じます。一方、区のほうでは、所有者がこれを保存していくために必要な経費を補助する。そういう仕組みになっています。

○丹羽教育長 ほかにいかがですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第29号議案 文京区文化財調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 次に、第29号議案「文京区文化財調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第29号議案、文京区文化財調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由をご説明いたします。

本案は、教育総務課文化財保護係における埋蔵文化財担当の文化財調査員の定数変更に伴い、規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、裏面の新旧対照表をご覧ください。

まず、第3条の本文ですが、調査員の定数について、「十人以内」から「十一人以内」に改めます。

また、同条第1号の「一週間に付き四日勤務する者」の定数を「六人以内」から「七人以内」に改めます。

この規則の施行期日は、令和7年4月1日といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○小川委員 このタイミングで1人ずつ増やした理由を教えてください。

○教育総務課長 埋蔵文化財の調査の業務につきましては、区内のいろんな開発の状況に結構比例する部分がありますけれども、近年、区内の開発がふえていまして、今の人数で発掘調査を行うの

が非常に厳しい状態が続いておりました。このたび、来年度に向けて区の内部的な話で人員要求をしまして、その人員要求が認められて、1人職員を増やすことができましたので、それに応じて、この規則を改正して1人増やすといった改正をさせていただくものでございます。

○丹羽教育長 ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

○中野委員 今で言うと、逆にニーズが減ってきたら、人は減るということなんですか。

○教育総務課長 仮に大幅に減って、仕事がなく人余ってしまう状態が生じれば、そういったことも視野に入れることはございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第30号議案 文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 それでは、次に、第30号議案「文京区教育局処務規則の一部を改正する規則」についてでございます。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第30号議案、文京区教育局処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、区立小・中学校の学校給食費について、学校単位で徴収・管理する私費会計から区の予算に計上し執行する公会計へ移行することに伴い、規定整備を行うものでございます。

ページをおめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

学校給食費の公会計制度に関する事務を実施するに当たり、第7条の学務課、課務担当主査の分掌事務に当該事務の実施に関する文言の追加を行うものでございます。

この規則の施行期日は、令和7年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 今の説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第31号議案 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

第32号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第33号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 続きまして、第31号議案から第33号議案まで。第31号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、第32号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規

則の一部を改正する規則」、第 33 号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 31 号、32 号及び 33 号議案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、第 31 号議案、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則ですが、本案は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び子育て部分休暇の導入に伴い、幼稚園教育職員の手当に係る規定整備を行うものでございます。

改正内容については、2 ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

第 5 条第 5 項において、育児休業法第 19 条第 1 項による部分休業又は勤務時間条例第 18 条の 3 による子育て部分休暇により勤務しない時間が生じたときは、期末手当の欠勤等日数換算において、勤務しない日数または時間に加算することを定めます。

また、順番が前後してしまいましたが、第 5 条第 1 項の第 10 号及び第 11 号において、文言整理を行います。

次に、第 32 号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」ですが、本案は、令和 6 年特別区人事委員会勧告に基づく給与改定を実施するため、勤勉手当の支給月数を改正することに加え、子育て部分休暇の導入に伴い、幼稚園教育職員の手当に係る規定整備を行うものでございます。

改正内容については、2 ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

まず、第 4 条第 1 項において、勤勉手当の至急月数を改正します。特別区人事委員会勧告により、令和 6 年 12 月の勤勉手当を一般職員・管理職ともに 0.1 カ月、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員については 0.05 月分引き上げましたが、令和 7 年度以降は、引き上げた支給月数を 6 月及び 12 月の勤勉手当で均等にするため、規定を整備するものでございます。

なお、第 5 条第 1 項において、文言整理を行います。

次に、第 5 条第 5 項において、子育て部分休暇により勤務しない時間が生じたときは、期末手当の欠勤等日数換算において、勤務しない日数または時間に加算することを定めます。

また、第 5 条第 5 項に関する適用除外を規定する第 7 項において、子育て部分休暇に係る換算後の欠勤等日数が 30 日に満たない場合は、欠勤等日数として適用しないものと定めます。

最後に、第 33 号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則ですが、本案は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び子育て部分休暇の導入に伴い、幼稚園教育職員の勤務に係る規定整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、9 ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

まず、第 8 条の 2 第 7 項において、職員が請求した場合に超過勤務の制限の対象となる子の範囲を「3 歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大する改正を行います。

次に、第 29 条の 2 において、「子の看護等休暇」の対象となる子を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子」から「十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子」に拡大するとともに、学校の休業その他これに準ずる理由や、子の教育もしくは保育に係

る行事への参加によっても休暇を取得できるよう、取得理由を拡充いたします。

また、この看護休暇の見直しに伴い、当該休暇名称を「子の看護等休暇」に変更いたします。

11 ページ以降をご覧ください。第 30 条の 2 第 3 項において、子育て部分休暇と介護休暇の取得可能時間を定めます。

第 30 条の 3 において、子育て部分休暇の取得要件、申請、取消等の手続について規定します。

第 30 条の 4 から同条の 7 においては、「介護両立支援制度等」について定めるとともに、対象職員への周知方法や勤務環境の整備に係る必要な措置について規定します。

本条例の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日といたします。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 説明ありがとうございました。それでは、この件について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○中野委員 不勉強で、理解しているかわからないんですけども、幼稚園の教員が、お子さんがある程度大きくなられても、いろいろな理由で休みを取れることはすばらしいことだと思います。こういった形で部分休暇を取ったときに、人手が足りないというか、子どもの人数に対して必要な教員数とか職員数が足りなくなるような場合はどうされているのでしょうか。

○教育指導課長 現状の幼稚園では、幼稚園の正規教員という形で、文京区の場合には加配でついている教員がそれを補う、あるいは特別保育のほうで増員しています。それから、会計年度任用職員等がいますので、例えば 2 時間とか、かわりに保育をするようなことに補ってございます。

○中野委員 すばらしい。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。議案ごとに参ります。

まず、第 31 号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 続いて、第 32 号議案について、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 最後に、第 33 号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 2 報告事項

(1) (仮称) こどもの権利に関する条例(素案)等について

○丹羽教育長 それでは、報告事項に入らせていただきます。本日は 6 件ございます。

最初に、(1)「(仮称) こどもの権利に関する条例(素案)等について」。この件について、説明をお願いいたします。

○子ども施策推進担当課長 資料第 1 号でご説明申し上げます。

(仮称) こどもの権利に関する条例につきましては、昨年 3 月 28 日の教育委員会定例会にご報告いたしておりました。文京区では現在、条例を令和 8 年 4 月の施行に向けて準備を進めておると

ところでございます。今年度は9月に条例案の骨子を作成し、10月、11月にウェブアンケートを行いました。また、9月から12月にかけて子ども本人から直接意見を聞く取り組みや啓発活動を行いました。ウェブアンケート等で得たご意見を踏まえまして、この2月に条例の素案を作成したところでございます。今回は文京区議会の2月25日に行いました文教委員会で報告した資料で皆様にご説明いたします。

まず、3ページをお開きください。分厚い資料で恐縮でございます。3ページ以降が、ことし2月にお示した条例（素案）となっております。3「基本理念」は、国連が採択しております子どもの権利条約でも掲げられている4つの原則を示したところでございます。

4ページをご覧ください。4「こどもの権利」では、具体的な権利の種類として17項目を掲げております。

5ページをご覧ください。9「こどもの意見等の表明と参加」では、特に大切となります子どもの意見表明についての基本的な考え方をまとめたものでございます。

6ページをご覧ください。17「こどもの権利に関する施策の推進」を規定しており、具体的な推進体制としては、7ページに4つの項目を掲げております。こちらにつきまして、今後引き続き検討してまいるところでございます。

素案の内容については以上となります。

次に、8ページ以降は、昨年10月、11月に実施いたしましたウェブアンケートの結果となっております。8ページの真ん中あたり、(4)「回収数」は子どもの学年など5区分で集計しまして、合計で8712件の回答をいただきました。

9ページをご覧ください。「こどもの権利」を知っていますかという質問に対してのお答えのところで、こどもの権利の認知度は小学校4年以降の区分では7割から8割となっております。また、その中で、「内容まで知っている」とお答えいただいたところはそれぞれ4分の1程度でございました。

この後、25ページまでアンケート結果が続いているところでございます。

26ページ以降は、個別のヒアリングとか啓発活動の実績報告をそれぞれつけているところでございます。

それぞれの概要につきましては、1ページにお戻りいただきまして、そちらでご説明差し上げたいと思います。3「こどもの権利に関する意見聴取及び啓発について」に列挙してあるとおり、(1) b-labでの啓発、(2)中学生サミットとの連携、(3)は児童館での個別ヒアリングです。(4)は未就学児を対象とする子育てひろばでのヒアリングです。(5)は障害のある子どもを対象とする特別支援学級などでヒアリングを行いました。

2ページをお開きください。(7)「こどもの権利推進リーダー」は、区内の中高生を募集し、リーダー会議という名称で会議を重ねておりまして、ことしの秋をめどに、条例の主にも前文に当たるところを子どもたちと一緒に作成していく取り組みでございます。

5「今後のスケジュール(予定)」ですが、ことし5月、6月に2回目のウェブアンケートを実施予定です。また、9月に条例素案の修正版を作成し、10月にパブリックコメント等を実施します。令和8年2月の文京区議会に最終案を提出し、4月からの条例施行をしていく予定です。

説明は以上となります。

○丹羽教育長 それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○小川委員 すごく広く区民の声を聞き入れて、この権利の条案の素案が作成されていると思うのですが、特に文京区ならではといいますか、アンケートを酌み取った上で出てきたような条項みたいなものがあったら教えてください。

○子ども施策推進担当課長 まず、4ページの4「こどもの権利」の種類が並んでいるところでございます。事前の検討をしていく中で、⑤「遊び、学び、及び休むこと。」というところがあるのですが、休むことの大切さが子ども・子育て会議等で検討した中でも大切であることが確認されたところでございます。

また、ウェブアンケートの中で、小学生の方から④「家族や大切な人といっしょに過ごすこと。」に関するお声が幾つかありましたので、2月の素案の段階で追加したところでございます。

また、6ページの13「安心して相談できる環境づくり」という項目の本文の2行目で「ためらわず気軽に安心して相談できる環境づくり」と表現しているのですが、こちらでもウェブアンケートの中で、中高生の方から、こんなことでも相談していいのかなとためられるところもあるという話もありましたので、区のさまざまなところにある相談窓口は、どの窓口でもためらわずにご相談いただけるように工夫は凝らしておるのですが、条文上でも「ためらわず気軽に」という表現を入れる形で強調したところでございます。

主に条例の中に反映したところとしては以上でございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中野委員 これも不勉強で恐縮なんですけれども、この条例ができると、何が変わるんでしょうか。とりわけこの中の理念的なところが、例えば学校運営において、教員の方々はこれをどう受け取って学ぶ、研修みたいなものがあるのか。あと、子どもが学ぶカリキュラムや学校生活の中で、この条例のコンセプトを実践に移していくような動きを行うことはできるのでしょうか。

○子ども施策推進担当課長 こどもの権利に関しましては、国のほうでもこども基本法の基本理念といったところで明確に出しています。また、東京都はそれに先駆けまして、こども基本条例をつくっているところでございます。文京区といたしましては、そういったところを踏まえつつ、こどもの権利を大人も子どもも区全体として大切にしていこうという姿勢をまず明らかにすること、それを踏まえた啓発を大人や子どもに対してしっかりとしていくこと。それから、区の中のさまざまな事業をやっていくに当たっての子どもとのかかわり方とかその中身に応じてしっかりと、例えば子どもの意見を聞くといった大事なところをより適切にやっていくことを明確にして、この旗印のもとに区を挙げてこどもの権利を普及させていく、根づかせていくところがあると思いますので、それぞれの現場の中で、それぞれ適切な対応をいただくという進め方かなと思います。私の部署としては、まず条例をつくって、旗を振っていくというところでございます。また、それぞれの現場においては、その現場で適切な対応をしていただきたいというところでございます。

実は連携というところでいきますと、私どもは今年度は先生の研修会にも参加させていただきまして、主幹教諭の方とか副校長、副園長、新人の先生の研修にもお邪魔させていただきまして、お

時間をとっていただきまして、こどもの権利について少しお話しさせていただくような連携もしております。今後もそういったさまざまなところを通じて教育関係のところとも連携しながら進めていきたいと考えております。

○丹羽教育長 教育指導課は何かありますか。

○教育指導課長 今、富沢課長からございましたが、教員の研修から入って行って、また、学校のほうでは、例えば道徳とか総合的な活動の時間といったところで子どもの権利について議論し、今年度については生徒会サミットで、この権利条約について子どもたちが議論を重ね、思っていることを発表したり、講師の方のお話を聞いたり、あらゆる場面でこちらが子どもたちに教育していく場面をつくっております。それは今後も富沢課長と連携していきながらさらに深めてまいりたいと考えております。

○教育推進部長 それぞれ担当課長からご説明申し上げたとおりでございます。私もこの条例等を協議する会議体に出席させていただいて、教育部門の部長として関心が高かった場面がありましたので、それをご紹介させていただきます。

文京区の特徴、地域的なものもあると思うのですが、教育熱心な親御さんが非常に多くて、先ほどの4「こどもの権利」の⑤「遊び、学び、及び休むこと。」の「休むこと」は、ともすると教育虐待みたいなものが今言われて、小学生あたりでも、学校の授業が終わった後に幾つも習い事をしていて、本当に休む暇もないようなご家庭もあるので、それが過重になっていないかどうかということも含めて、我々行政だけではなくて、地域の住民の方ですとか、我々や教育部門でいうとPTAの方ですとか、そういったところにもしっかりとその辺の周知啓発をしていくべきであろうということを感じて持ちました。

○中野委員 ご説明ありがとうございます。大分話が戻ってしまうんですが、今日の最初に議論していた議案は、外から来たものをお諮りするということだと思うんです。

○丹羽教育長 後援名義の件ですね。

○中野委員 本来は、発信する内容が区がつくっているものと合っているかどうかとか、区として発信するものの中身をちゃんとつくり込めるといいのかなと思いました。

○丹羽教育長 おっしゃっていることはわかるんですけれども、後援名義については要綱がございまして、その要綱の条件を満たしていれば、基本的には後援名義を与えるということになっておりますので、中身が区のものにぴったり同じだからとか、そこまでのことにはなっていないと思うんです。

○教育総務課長 今、教育長からお話が合ったとおりですけれども、後援名義の使用要綱におきまして、事業内容についての要件は幾つか規定がございます。まず、教育及び学術の向上普及に寄与するものであること、公益性があり、広く児童・生徒に還元できるものであること、政治的又は宗教的な活動でないこと、営利を目的としたものでないこと、その他委員会の教育方針等に反しないものであること。こういった条件が付されています。ですので、今申し上げたところに合致するものについては基本的に後援をするという考え方で運営しております。

○清水委員 小川委員が話されたように、多くの区民の方からご意見いただいて、この条例の策定を大変慎重に進められているというのがわかりました。

坪井前委員にぜひ見てもらいたいところもあるのですけれども、私から2つ。

1つ目は、3ページの「別紙1」で「言葉の意味」に『こども』とは」と書いてあるのですけれども、これが区民に、あるいは「区内に在住」というのが、ほかの子どもはどうなのかなと思ったのです。ただ、その後に「これらの人と等しく権利を認めることが適当である人」というのがあります。これは具体的にはどの方を想定して述べているのかを教えてください。

○子ども施策推進担当課長 「こども」の定義につきまして、国で定めているこども基本法でも18歳で線を引いてはいないんですね。大もとは国際的に、子どもの権利の条約のほうでは18歳という線を引いているのですが、令和5年度に国で出したこども基本法では、年数で線を引くのではなくて、「心身の発達の過程にある者」という定義をしております。我々としても、その趣旨を踏まえながら、18歳で線を引くのではなくて、18歳未満の方、多くはそちらになるのですが、「これらの人と等しく権利を認めることが適当である人」と定めております。この条例を考えるときに、さまざまな制度の中で、どこまでを「こども」とするかはそれぞれの中で考える余地があるかと思っております。典型的には、高校生で18歳を迎えたら突然子どもじゃなくなるのかということ、まだ高校生でありますので、そういったところがわかりやすい例ではあるのですが、さまざまな事業の対象になる年齢の線の引きも考えながら、具体的に定まっていくものと理解しております。

○清水委員 私がお伺いしたかったのは、「区内に在住」というところですね。

○子ども施策推進担当課長 こちらに関しては、区内に在住、在学、在勤としておりますので、区のほうで、区民といった場合の定義の仕方が一般的でございます。区内に住民票がある方だけではなくて、在学、在勤という言葉も入れて、区にいろんな形でかかわっている方を区民と呼んでおります。その中でも年齢の小さい方を「こども」と定義しているといった整理でございます。

○清水委員 ほかに追加はございますか。私がお伺いしたいのは、「こども」の定義を区内に定義していいのかというところであったのです。その後の文で、区外の人たちも含めてこう言っているのかなと思ったのですけれども、それでよかったのかどうか。

○子ども施策推進担当課長 基本は一般的に「区民」に限定されます。区の条例になりますので、区内に在住、在勤、在学というところを考えてございます。「これらの人と等しく権利を認める」は基本的には年齢の幅を考えているところでございます。

○清水委員 区の条例ではありますけれども、対象が本当に区民だけでいいのかなという思いがあったので、お伺いしました。

○教育推進部長 部が違うので、私が補足することでもないとは思いますが、先ほど担当課長が説明したとおり、法の施行に基づいて、各基礎的自治体でこういった条例等の作成をしております。23区内でほかの区も同様な条例を持っていたり、あるいは作成しようというところがあるので、そこはそれぞれ行政の組織体としての権能の問題もありますので、各基礎的自治体の中で具体的な条例を決めてといったことになっているのかなと私は理解しております。

○清水委員 「保護者」の定義は区とは書いていないのですけれども、子どもの親、子どもに文京区がかかっているから、それは要らないということなんですか。

○子ども施策推進担当課長 (1)で「こども」を定義し、(2)は『保護者』とは、こどもの

に既に「こども」の定義がかかっておりますので、あくまで区民の親の方ということになります。

○清水委員 わかりました。

もう一点よろしいですか。7ページの③、「(仮称) こどもの権利擁護委員を設置し」と書いてあるんですけど、これは委員会なんですか。それとも委員をあくまでも配置するのですか。

○子ども施策推進担当課長 こちらは基本的には委員になります。子どもの権利の条例を持っている自治体は全国で今70ぐらいあると言われています。その中で50ぐらいの自治体が権利の救済とか相談という機関を置いておるところです。その相談救済機関として出てくるものが、このこどもの権利擁護委員というものでございまして、各自治体とも数名程度、弁護士の方とか心理士の方を置いて、相談を受けたり、調査をしたり、場合によって区等に意見を言っていたりといった活動をしているところでございます。

○清水委員 わかりました。「委員を設置」という言葉がどうなのかなと思ったものですから、お伺いしました。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、次に進みたいと思います。
(子ども施策推進担当課長 退席)

(2) 令和7年2月定例議会の審議概要について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項の(2)「令和7年2月定例議会の審議概要について」。説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、資料第2号をご覧ください。2月25日に行われました2月議会の文教委員会の案件といたしましては、議案が1件、報告事項が10件ございました。この議案1件につきましては、子ども家庭部の議案ということになります。また、報告事項につきましては、1番と2番が子ども家庭部の案件、3番から10番まで8件が教育局の案件となっておりまして、教育局の案件につきましては、いずれも前回までの教育委員会において報告済みとなっております。

続きまして、次のページは定例資料ということで、こちらも2月の教育委員会でお配りしたものと同一内容になります。

その次のページからが、本会議の一般質問に対する教育長答弁になります。今回は質問が全部で60件ございました。主なものといたしましては、歴史的建造物の保護について、外国人の児童・生徒への対応について、英語教育に関連することなどがございました。

詳細につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

資料第2号について、説明は以上です。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。何かございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

(3) 令和6年度文京区区政功労表彰受賞者について

○丹羽教育長 それでは、報告事項の(3)に移りたいと思います。「令和6年度文京区区政功労表彰受賞者について」でございます。

○教育総務課長 それでは、資料第3号をご覧ください。去る3月15日に行われました区政功労

表彰の今年度の教育局にかかわる受賞者の一覧でございます。資料の名簿のとおりでございますけれども、内訳といたしましては、PTAの代表者が7名、学校医等が4名、青少年健全育成会の副会長が2名ということになっておりまして、合計13名でございます。

資料第3号については以上でございます。

○丹羽教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。よろしいですかね。ありがとうございます。

（４）奨学資金に対する寄付の受領について

○丹羽教育長 それでは、報告事項（４）「奨学資金に対する寄付の受領について」。こちらは資料はありません。

○教育総務課長 それでは、「奨学資金に対する寄付の受領について」、口頭での報告になります。

例年ご寄付をいただいております文京梅まつり実行委員会から、今年度も奨学金の事業に活用していただきたいという趣旨で、30万円の寄付をいただいております。いただいた寄付金につきましては、一旦基金に繰り入れた上で、奨学金事業の財源として活用してまいります。

報告事項（４）についての説明は以上でございます。

○丹羽教育長 この件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

（５）学校選択制度の実施に伴う令和7年度進路意向確認票の回答状況について

○丹羽教育長 それでは、報告事項（５）「学校選択制度の実施に伴う令和7年度進路意向確認票の回答状況について」です。

○学務課長 それでは、資料第4号に基づきまして、学校選択制度の実施に伴う令和7年度進路意向確認票の回答状況について、ご報告いたします。

教育委員会では、昨年10月に、新中学校1年生を対象に希望校調査を実施しており、表の左から2番目の項目「希望校調査票集計結果」に各校の希望人数とその合計を掲載しております。その後、年明けに進路意向確認票の提出を依頼しており、区立中学校への進学意向を確認しております。表の右から2番目の項目が現時点での入学予定者数となっております。なお、希望人数の多い第六中学校、第九中学校、茗台中学校、音羽中学校につきましては、令和6年12月4日に抽選を行い、補欠登録を行っております。抽選の結果が、「参考」として掲載している下の表になりますが、こちらの表の「当選者数」が繰り上げとなった方の人数で、抽選校4校については当選者のうち進学の意向が確認された方の人数が上の表の「進路意向確認票回答人数」に含まれております。

この表は、令和7年3月11日時点の数字であり、現時点で進路意向確認票を提出していただいていない方もおりますので、今後はその方々の回答も集約しまして、区立中学校各校の入学者を最終決定する予定でございます。

報告は以上になります。

○丹羽教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○中野委員 初歩的な質問なんですけど、これは「区域外就学申請者数（B）」が全部「0」になって

いるというのは、基本的に住んでいる学区の人しか行かないということですか。

○丹羽教育長 この区域外就学申請者について、説明を。

○学務課長 「区域外就学申請者数」というのは、文京区以外のところから来る方です。具体的に言うと、4月以降の引っ越しで、4月下旬の転入になってしまうのだけれど、その1カ月だけ別の自治体の学校に行くのもということで先に就学をお認めするケースとか、兄弟が既にその中学校にいる場合は、例外として認めているケースがあります。そういった方がいる場合、ここに数字が「1」とか入ってくるのですが、今回に関しては該当者がいなかったということで、全部「0」になっております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○清水委員 「補欠登録繰り上げ結果」の六中と九中の数が昨年と比べて随分少ないのですが、これは先ほど話された、途中段階であってこれからまた人数がふえてくるということなのか、あるいは何か別の理由があるのかを教えてください。

○学務課長 補欠登録者数の繰り上げ人数を決めるに当たっては、担当から電話確認等も含めて進路先の確定を早目に進めているところがございます。実際に確認している中で、私立中学校等への進学を決めた家庭の割合が昨年度よりちょっとふえているという印象を持っているところがございますので、それだけが理由ということではないと思いますが、私立に合格したのでそちらに行きますという方が昨年度と比べて多少多かったという傾向が見られております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○福田委員 数字の見方を教えていただきたいんですが、希望校調査票を出す段階、これは1人1回答ということでもいいんですね。

○丹羽教育長 1人1回答ですね。

○福田委員 要するに1250人、1300人弱が中学受験の結果、私立に抜けて、最終的には現時点3月11日時点では719人が区立中学校を選択されているということですね。

○学務課長 大まかに言うと、そういう形になります。区立以外というところで、国立であったり、今だと都立であったり、私立であったりという選択肢がございますので、文京区の場合は、そういうところに行かれる方も一定数いらっしゃいます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中野委員 三中はかなり少ない。昨年度も少ないのですが、105人受け入れ可能な中でこれだけ減ってくると、対策というか、別にこれは全く問題ない、どうしようもないということなんですかね。

○学務課長 先ほど申し上げたように、文京区の特徴として、区立以外の選択肢をお持ちの家庭も一定いらっしゃるところがあります。その中で、もともと私立の学校に行くために、文京区に転入してくるようなご家庭もあり、そういう方に区立に来てくださいというのはなかなか難しいかなと思っています。我々としては、区立に行きたい、あるいは区立と私立で選択肢として迷っているようなご家庭、そういったところがターゲットとなってくるかなと思ひまして、オープンキャンパスを実施して、小学校6年生を中心に、それぞれ学校が、土曜公開授業といった機会に、学校の特徴、部活動等も含めて紹介やプレゼンテーションをしております。そういった中で、文京区の場合、学

校選択制とっておりますので、教育委員会としても、自分に合った学校を選べるような環境づくりを今後も続けていきたいと考えております。

○中野委員 逆に、これぐらいの人数がいらして、いきなりそういう議論を持ち出すのはすごく乱暴だとは思いますが、逆にもっと減っていったときに、統廃合みたいな話はどういう基準とかタイミングで出てくるのか。素朴な疑問です。

○学務課長 特に統廃合についての基準とかを我々のほうで具体的に何人と数字で持っていることではないです。今、統廃合をという議論が文京区、教育委員会を含めてあるわけではなく、現状、子どもの数自体は、文京区については減っていないところもございますので、その中で各校の特徴をPRしつつ、今あるこの10校の中学校の運営を続けていきたいという考えでございます。

○教育推進部長 考え方は今、学務課長が申し上げたとおりです。教育委員の先生方、中野先生も今後、学校訪問や創立記念の行事に行ってくださいと、ひしひしとを感じるのが、公立の学校というのは、ただ子どもが学ぶ場ではなくて、地域のコミュニティの核となった存在だということです。随分前に、文京区でも学校の統廃合を議論したことがありますけれども、そのときには人口が少なくなっているということもありました。一時期16万人台まで文京区の人口が減少しましたが、今は23万人を超えているということなので、近視眼的に今の状況でそういったところを議論するという考え方は、先ほども言ったような、コミュニティの核ということもあるので、私どもとしては現在は持っていないと認識しております。

○中野委員 私も決して、減らしたほうがいいのかというわけではないので。

○丹羽教育長 でも、素朴な質問としては当然あると思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

（6）文京区立小・中学校給食費及び魚沼移動教室における食事料金の改定について

○丹羽教育長 では、次に移りたいと思います。報告事項（6）「文京区立小・中学校給食費及び魚沼移動教室における食事料金の改定について」です。

○学務課長 それでは、資料第5号に基づきまして、文京区立小・中学校給食費及び魚沼移動教室における食事料金の改定について、ご報告申し上げます。

学校給食費につきましては、食材費の値上がりを受けて、令和6年4月から1食当たりの単価を改定したところではありますが、学校給食費検討委員会での協議を踏まえ、令和7年度についても各学年40円から60円の単価の引き上げを行うことといたしました。

なお、令和7年度も引き続き学校給食無償化を実施いたしますので、今回の単価引き上げに伴う保護者負担は発生いたしません。

また、現在小学校6年生の魚沼移動教室実施における宿泊施設手配業務等を委託している魚沼市観光協会より、食材費、光熱費の高騰に伴う食事料金の改定について申請を受けております。学務課において状況、内容を確認し、料金改定はやむを得ないと判断しまして、裏面の表に記載のとおり、令和7年度から8年度にかけて2カ年で段階的に食事料金を改定することといたしました。

報告は以上です。

○丹羽教育長 この件につきまして、ご意見やご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょう

か。ありがとうございます。

以上が報告事項になります。

第4 その他の事項

○丹羽教育長 第4「その他の事項」ですけれども、何かございましたら、お願いいたします。

それでは、第3回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(15 : 14)

令和 7 年 3 月 26 日

議事録署名人

教育長

委員